

Cubby, Inc., v. CompuServe Inc., 776 F.Supp. 135

白田 秀彰

1998年 9月 4日

Abstract

独立した情報提供事業者が送信した電子ニュースレターを、内容について関与することなく伝達しているオンラインサービス事業者は、その内容について知っていたか、又は知る理由があった場合にのみ、その内容を原因とする不法行為責任を負う。

1 事実の概要

被告 CompuServe は、CompuServe Information Service (CIS) と呼ばれる、一般的オンライン情報サービス又は電子的図書館サービスを含むコンピュータ関係の商品やサービスを開発・提供している。CIS で提供されているサービスの一つにジャーナリズム業に関連した「ジャーナリズム会議室」がある。

Cameron Communications Inc. (CCI) は、被告とは独立した事業者で、「CompuServe によってあらかじめ定められた編集・技術基準、および文体上の慣習に従って」ジャーナリズム会議室の「内容を管理、閲読、製作、削除、編集又は管理」する業務について被告と契約関係にあった。

ジャーナリズム会議室の一部として提供されている情報には、放送ジャーナリズム業および報道関係者の動向に関する報告を内容とする Rumorville USA (Rumorville) と呼ばれる日刊のニュースレターサービスがある。Rumorville は、被告 Don Fitzpatrick が編集責任者を務める Don Fitzpatrick Associates of San Francisco (DFA) によって提供されていた。被告は、DFA および Don Fitzpatrick と雇用関係、契約関係又は他の種類の直接的な関係にない。DFA は、Rumorville を CCI との契約関係に基づいてジャーナリズム会議室に提供していた。CCI と DFA との間の契約では、DFA が Rumorville の「内容に関する完全な責任を負う」と定めている。

DFA が被告の記憶領域に Rumorville の内容を投稿 (upload) する以前には、被告がその内容を閲読する機会はない。一方、利用資格を持つ CIS の会員は、それを投稿と同時に閲読することができる。

1990年に原告 Cubby, Inc. (Cubby) および Robert Blanchard は、放送ジャーナリズム業におけるニュースや噂話を電子的に提供し配布することを目的とした Skuttlebut と呼ばれるコンピュータ・データベースを開発した。原告たちは Rumorville と競争関係に入ることを意図していた。

原告の訴によれば、1990年4月に数回にわたって、Rumorville は Skuttlebut および Blanchard に関連する虚偽かつ名誉毀損に当たる言辞を公表し、被告はジャーナリズム会議室の一部としてこれらの言辞を伝達した。名誉毀損とされている発言は、Skuttlebut を作成している人物たちが「なんらかの裏口を通じて」Rumorville で最初に公表された情報を利用しているというもので、また Blanchard が彼の以前の雇用者 WABC から免職されたというもので、および Skuttlebut を「新卒の詐欺」として表現したものである。

原告は、Rumorville に含まれていた名誉毀損とされる言辞を理由としてニューヨーク州法に基づき、Blanchard に対する文書誹謗、Skuttlebut に対する商取引における不当取扱による名誉毀損 (business disparagement)、Skuttlebut に対する不正競争 (unfair competition) について CompuServe および Fitzpatrick を訴えた。CompuServe は、これらすべての争点について、連邦民事訴訟規則 56条 (Fed. R. Civ. P. 56) に基づいて正式事実審を経ない簡易な審理 (summary judgment、以下 S. J. と略) を請求した。CompuServe

は、S. J.を請求する目的のために限って、Skuttlebut および Blanchard に関する言辭が名譽毀損に該当したかどうかは争わないとし、むしろ CompuServe は、その言辭について自らが発行者 (publisher) でなく配布者 (distributor) として行動しており、その言辭の内容について知らなかったし、また知る理由もなかった故に、その言辭に関して責任を負わないと主張した。原告は、重要な事実に真正な争点が存在し、またこれまでの証拠開示手続が不十分であることを主張して、CompuServe の S. J. の請求に反対した。

2 判旨

CompuServe 側に対する訴のすべてについて CompuServe が要求した S. J. を認める。[Leisure 裁判官による命令 (order)]

I. S. J. について (省略)

II. 文書誹謗について

名譽毀損的内容を伝達 (repeat) したり、再発行 (republish) したものは、通常の場合、それを最初に公表したものと同様の責任を負う。しかしながら、名譽毀損的内容の販売者 (vendor) 又は配布者 (distributor) であっても、新聞販売者 (news vendor)、書籍販売者 (book store)、図書館 (library) 等のように販売・伝達している情報の内容について通常知らず、また知る理由のない場合には、内容に対する責任を負わない。

被告が提供する CIS は、膨大な出版物を保有する営利目的の電子的な図書館であり、加入者からそれら出版物利用の対価として使用料又は会費を徴収している。被告は、それら出版物をまったく配送しないという選択をしよう一方で、出版物を配送すると決定したならば、その出版物の内容に関して編集上の管理能力 (editorial control) を持たない。これは、被告が出版物を自らとは関係のない会社によって運営される会議室の一部分として提供する場合にとくに当てはまる。

コンピュータ化されたデータベースは伝統的な新聞販売者に機能的に等しいものであり、公共図書館、書店、新聞販売者に適用されてきた基準よりも厳格な責任を被告のような電子的新聞販売者に不均衡に適用するのは、情報の自由流通に過度の重荷を課すことになる。被告が責任を負うのは、名譽毀損的であるとされる Rumorville の内容を知っていたか、又は知る理由があった場合とするのが適当である。

III. 取引上の不当取扱による名譽毀損 (Business Disparagement) について

取引上の不当取扱による名譽毀損の訴をなすためには、名譽毀損的言辭を含むとされる Rumorville の発行について被告が知っていたか、又は知る理由があったことを証明しなければならない。

IV. 不正競争について

名譽毀損 (Disparagement) に基づく不正競争を訴えるものは、現実の損害を生ぜしめた侵害的な虚偽が故意に述べられたことを示さなければならない。それゆえ、仮に被告が Rumorville に含まれていた言辭について知らなかったか、又は知る理由がなかった場合、原告の主張する不正競争の訴について責任を負わないことになる。

V. 使用者責任について

代理関係の本質的特徴は、代理人が主人の指揮と監督に服することにある。一方、独立の契約者の本質的特徴は、契約の目的である生産物や仕事の結果を除いて、雇用者の指揮に服することなく、特定の仕事を彼自らの方法で行うことにある。独立した契約者の不法行為について雇用主が使用者責任を問われるのは、雇用者が侵害の結果をもたらした行為を指揮したり、又は、その行為の実行において確定的かつ積極的な部分を担っていた場合である。

被告は、ジャーナリズム会議室の内容全体の管理を CCI に委ねている。被告の定めた基準に適合しない文書を削除しようという契約上の被告の権限は、CCI が独立して行った作業の結果に対する管理権限を示すにとどまる。CCI が直接管理するジャーナリズム会議室に対する被告の管理能力は、両者間に代位関係を認めるには不十分である。また、被告が CCI に電子会議室を運営するのに必要な技術指導を行うこと、

電子会議室に掲載された内容から生じる訴訟から CCI を保護することが契約上定められている。しかし、これは CCI を被告の代理人と認めうるほどには、CCI と CCI が行う電子会議室運営への監督を規定したものであるのではない。

被告は、DFA 社との間に直接の関係を持っていない。CCI と DFA 社との間の契約は、DFA が Rumorville の内容に関して完全な責任を負うというものであり、また CCI は Rumorville の配布者として、会員との対応や課金等の管理作業に責任を負うことになっていた。すなわち、DFA 社は Rumorville の発行に関して被告から独立しており、DFA と被告との関係は、独立した契約者の関係である。それゆえ、これらの当事者は、あらゆる意味で互いに代位関係にあるとは考えられず、被告は、原告が主張するような使用者責任を負わない。

3 解説

本裁判記録は、文書誹謗による損害の賠償を求める原告 Cubby の訴えに対して、被告 CompuServe が S. J. を請求し、これを法廷が認める決定 (order) をしたものである。この決定の理由の中で Leisure 裁判官は、一般オンライン情報サービス業としての被告が負うべき責任の基準について判断を示した。このため、本裁判記録は、ネットワーク管理者がそのネットワークの利用者の行為について負う責任に関連して言及される¹。

著作者 (author) が行った名誉毀損に関する媒体 (media) の責任については、本来各州のコモン・ローに基づいて判断されるものであるが、リステイトメントに示される各州に共通するほぼ確立した基準が存在する。

書籍等の発行者 (publisher) は、発行する内容について、著者と同等の責任を負うとされる²。これは、発行者は編集・発行の過程を通じて、内容を制御する立場にあるので、名誉毀損的言辞を伝達した場合には、発行者の主体的選択がなされていることになるからである。一方、書店に代表される頒布者 (distributor) は、名誉を毀損する表現があったことを「知っていた」か「知る理由があった」場合にのみ、被害者に責任を負うものとされる³。さらに、コモンキャリアは、無差別的な役務提供の義務のゆえに、利用者がその設備を用いて他人の名誉を毀損することがあっても、利用者の行為について責任を負うことはないとされる⁴。コンピュータ・ネットワークを利用した通信サービスを提供している事業者の責任の程度は、上記の名誉毀損法上の三つのタイプのいずれに該当するかにかかるとされる。

裁判所は、本件の事実認定で、被告が文書誹謗が行われた電子会議室の運営を CCI に完全に委託する契約を結んでいた事実を重視した。すなわち、訴えの原因となっている名誉毀損的言辞について、被告が編集上の管理能力をもたなかったことを認め、被告を「営利目的の電子的な図書館」であると判断した。このため被告の責任は頒布者としてのそれに限定され、被告が名誉毀損的言辞の存在について「知っていた」か「知る理由があった」ことの立証責任が原告に移ることになった。

しかし実際には、CompuServe が行っていたパソコン通信サービス⁵では、自らホストコンピュータを備

¹例えば、Jonathan Rosenoer, *Cyber Law*, 112(116 (1997)), Jonathan Wallace and Mark Mangan, *Sex, Laws, and Cyberspace*, 83(99 (1997)), Anne W. Branscomb, *Who Owns Information?*, 103(104 (1994)), Edward A. Cavazos and Gavino Morin, *Cyberspace and the Law: Your Rights and Duties in the On-line World*, 82(84 (1994)). Marc L. Caden & Stephanie E. Lucas, *Comment, Accidents On the Information Superhighway: On-Line Liability And Regulation*, 2 *Rich. J.L. & Tech.* 3 (1996) available online, <http://www.uri.ch.edu/gjolt/v2i1/caden.Lucas.html>. Francis Auburn, *Usenet News And The Law*, 1 *Web JCLI* 1 (1995) available online, <http://webjcli.ncl.ac.uk/articles1-auburn1.html>. 邦語文献として例えば、棚橋 元, コンピュータ・ネットワークにおける法律問題と現状での対応策 (3), 1997 *NBL* 39, John Middleton, サイバースペースと名誉毀損, 1997 *ジュリスト* 増刊 変革期のメディア 54, 高橋 和之, インターネットと表現の自由, 1997 *ジュリスト* 26 を参照。

²Restatement (Second) of Torts x578.

³Id. x581.

⁴Id. x612.

⁵コンピュータを用いたネットワーク通信事業には、大きく分けて2種類の類型がある。ホストコンピュータを設置し、そのホストコンピュータで電子会議室 (BBS) やさまざまな情報サービスを提供するパソコン通信型サービスと、第三者のコンピュータで提供

え、議論の場を提供し、自らも情報内容を提供することが一般的であり、判旨が被告の行っているすべてのサービスについて一般的に適用されるものではないことに注意する必要がある。実際、本件とよく似た事実関係にあった、**Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Service Company**事件⁶では、被告**PRODIGY**は発行者 (**publisher**) であると判断された。

その理由として裁判所は、被告**PRODIGY**が、家族が安心して楽しめる (**family-oriented**) 内容を提供するため、電子会議室の内容を監視し、不適切な内容を排除するという理念を利用者に宣伝していたこと、次に、被告が特定攻撃的な単語を自動的に削除するソフトウェアやボードリーダー (**Board Leader**) と呼ばれる会議室の世話役を設置し、実際に不適切な内容を削除していたことを指摘した。

PRODIGYが実際に電子会議室の内容を監視していたのは事実だったが、**Cubby**事件で裁判所が指摘し⁷、また**Prodigy**事件でも被告側から主張された⁸ように、膨大に投稿 (**upload**) される記事の内容についてそのすべてを漏れなく閲読することは事実上不可能である。それにもかかわらず、**PRODIGY**が発行者とされたのは、禁反言 (**estoppel by representation**) が適用されたからだと思われる⁹。**PRODIGY**は、不適切な内容の削除をサービスの美点の一つとして宣伝することで、サービスの魅力を高めようとしていたからである¹⁰。また、担当の**Stuart**裁判官がこうした規制に好意的でなかったことも理由の一つだと思われる。**Stuart**裁判官は、**PRODIGY**の削除ソフトウェアやボードリーダーが「サイバースペースにおける通信の自由に対して抑止効果 (**chilling effect**) を発揮していた... そしてその抑止効果こそがまさに**PRODIGY**が求めていたものである。しかし、そのような検閲には法的責任が付随している」と述べている¹¹。

このように**Cubby**事件は、**Prodigy**事件と対になり、第三者の情報内容を伝達する際のパソコン通信事業者の責任について、皮肉な結果を招いた。すなわち、その目的が有害情報の流布防止にあるとしても、第三者の情報内容をより積極的に統制しようとする事業者、又はそのように宣言している事業者ほど重く、第三者の情報内容についても発行者としての責任を負うというものである。

この皮肉な結果への一つの対応として、1996年電気通信法第5編¹² 第509条(c)項(1)号に「善意(良きサマリヤ人)に基づく侵害的内容の遮断および選択的排除の保護」の項目を置き、双方向コンピュータサービスを提供または使用するものを、他の情報内容提供者が提供する情報の発行者として扱わないと規定した。しかしこれは、未成年に不適切な内容の伝達を遮断することへの免責を明記したものであり、通信内容の閲読に伴って生じる名誉毀損の内容に関する発行者としての責任をも免責したものとは考えにくい。加えて、連邦法である1996年電気通信法は、州際又は国際通信にのみ適用されるものであり、ある州内で発生し、その州法に基づいて審理される名誉毀損に関しては適用されないことは明らかである。すなわち、**Cubby**事件と**Prodigy**事件で導かれた不都合な結果は解決されていないのである。

されている情報内容への接続口 (**gateway**) を提供するのみのアクセス・プロバイダ型サービスである。後者の場合、通信内容に関する関与はほとんど現実的でない。しかし、現在ではこの両者のサービスは融合する傾向にあり、個々の事例毎に通信事業者の関与の程度と責任の重さを検討する必要があるだろう。

⁶1995 WL 323710 (N.Y. Supp). **CompuServe**と同様に、**PRODIGY**は、電子会議室を中心としたパソコン通信サービスを行っている。**PRODIGY**が開設した「**MoneyTalk**」と呼ばれる電子会議室で、投資銀行である原告の業務を誹謗する内容が匿名の何者かによって掲載されたため、電子会議室を開設していた**PRODIGY**が発行者として訴えられた事件。

⁷776 F.Supp. 140.

⁸1995 WL 323710, 3.

⁹ただし、被告は、ある利用者が他の利用者から誹謗されないことを直接的に保障していたわけではない。また、原告が被告の行為を信じて自己の利害関係を変えたか否かについても裁判記録では言及していない。

¹⁰過去に**PRODIGY**が直面した、電子会議室での内容規制に関する紛争とその対応について、**Mike Godwin, Prodigy Stumbles as a Forum ... Again, available online**, http://www.eff.org/pub/Publications/Mike_Godwin/prodigy_censorship_godwin_article.

¹¹1995 WL 323710, 4. しかし、内容規制を理由として通信事業者に内容に関する責任を負わせるのは、事業それ自体への抑止効果を生む。結果的に利用者の言論の自由を狭める結果になっているという批判もできよう。

¹²Pub. L. No. 104{104 x501 et seq., 47 U.S.C. 223 et seq.